

株式会社 日本証券クリアリング機構



JSCC

アニュアルレポート

2010

2010年3月期



■目次

- 2～3 市場横断的な清算機関としての役割
- 4～5 社長挨拶
- 6～9 更なるサービスの拡大に向けて
- 10～13 決済の信頼性の確保に向けて
- 14～15 決済の安定強化に向けて
- 16～17 業務統計
- 18～21 財務諸表
- 22～23 清算参加者一覧
- 24～25 取締役・監査役、会社概要、組織図

■ JSCCについて

株式会社日本証券クリアリング機構（J S C C）は、我が国における市場横断的な統一清算機関です。

■ 設立目的

市場の効率性・利便性の向上と決済の安全性の確保

J S C Cは、2003年1月、我が国初となる有価証券債務引受業（現在の金融商品債務引受業）の免許を取得し、業務を開始しました。J S C Cの誕生により、各市場において個別に行われていた証券取引の清算が一元的に行われるようになり、市場の効率性・利便性が飛躍的に向上しました。

■ 経営の基本理念

証券取引における効率性、利便性及び安全性の向上を追求し、我が国証券市場の国際競争力の強化に資する

J S C Cは、経営の基本理念のもと、我が国の中核的な清算機関として証券市場の清算・決済インフラを担い、その役割を確実に果たしてまいります。

■ 沿革

2002年7月

国内5証券取引所及び日本証券業協会の出資により設立

2003年1月

我が国初の有価証券債務引受業（現在の金融商品債務引受業）に係る免許を取得、現物取引に係る清算業務開始

2003年12月

（株）ほふりクリアリング、（株）証券保管振替機構と業務連携・相互協力について基本合意

2004年2月

（株）東京証券取引所の派生商品取引に係る清算業務開始

2004年6月

（株）日本国債清算機関と業務連携について基本合意

2008年1月

「リスク管理制度の総合的な見直しについて」を公表

2009年3月

「OTCデリバティブのポストトレード処理の整備に関する研究会」における最終報告書を公表

2009年6月

指定市場開設者として、（株）T O K Y O A I M取引所を追加

2010年6月

OTCデリバティブに係る清算業務の取扱いについて公表

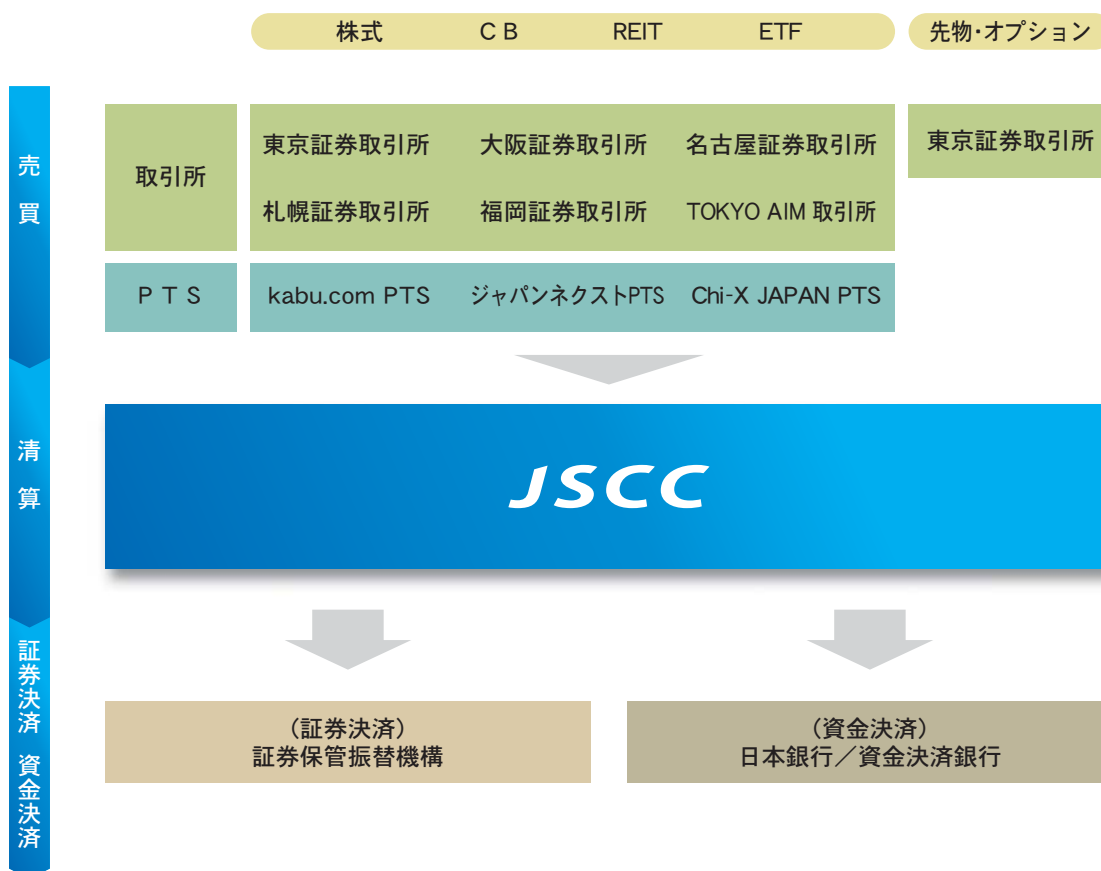
2010年7月

P T S取引に係る清算業務開始

市場横断的な清算機関としての役割

日本の証券市場におけるJSCCの役割

JSCCは日本のすべての証券取引所とPTS(私設取引システム)3社において成立した現物取引、株式会社東京証券取引所において成立した先物・オプション取引について、清算に係るサービスを提供しています。



証券インフラへのサービス提供

【モニタリング諸手続業務】

J S C Cは、株式会社日本国債清算機関及び株式会社ほふりクリアリングから、清算参加者に対する財務状況等に関するモニタリング諸手続(関係書類の提出等)の業務を受託しており、これらの清算機関の一元的な窓口となっています。これにより、清算機関の清算参加者は、J S C Cに各種書類を提出することで、すべての清算機関への届出・報告を完了できる仕組みとなっています。

日本国債清算機関

ほふりクリアリング

モニタリング諸手続業務

JSCC
(参加者窓口の一元化)

信託金管理業務

東京証券取引所

【信託金管理業務】

J S C Cは、株式会社東京証券取引所が参加者から預託を受ける信託金に係る管理業務を受託しており、これによりJ S C Cは、参加者にとって清算基金等を含めた各種担保の一元的な預託窓口となっております。



社長挨拶

MESSAGE FROM THE PRESIDENT

2009年度の取組みと成果

JSCCは、「証券取引における効率性、利便性及び安全性の向上を追求し、我が国証券市場の国際競争力の強化に資する」との経営の基本理念のもと、次の諸施策に取り組んでまいりました。

信頼ある業務遂行力の向上への取組み

第一に、「信頼ある業務遂行力の向上」に向けた施策といたしまして、清算機関としてのリスク管理機能の更なる強化を図る観点から、これまでも取り組んでまいりました「リスク管理制度の総合的な見直し」の一環として、代用有価証券の評価方法の変更を実施いたしました。更に、担保モデルとストレステスト・シナリオの適正性について、レビューを行いました。また、担保の日中預託制度の導入に向け、日中の約定データの把握を可能とする対応を実施するとともに、海外清算機関における担保制度の調査を実施いたしました。

次に、システム基盤の一層の強化を図る観点から、東京証券取引所の新株式売買システムの導入に合わせて、清算システムの処理能力を2,180万件から2,800万件まで増強いたしました。

また、BCP対応の一層の精緻化を図るべく、証券保管振替機構と連携して、実機を用いたメインサイトとバックアップサイトの切替え訓練を行い、緊急時における運用ノウハウの蓄積に努めました。

更に、オペレーショナルリスクの一層の低減に向けて、ERM (Enterprise Risk Management) を実施いたしました。

提供する清算機能の拡充

第二に、「提供する清算機能の拡充」に向けた施策といたしまして、従来、清算機関が利用されていなかった分野につきましても取引の効率性・利便性及び安全性の向上に資する観点から、東京証券取引所とともに、「OTCデリバティブに係る清算業務検討ワーキング・グループ」を設置し、金利スワップ取引及びCDS取引の清算の取扱いに向けて制度面、システム面の具体的な検討を進めてまいりました。

また、成長が著しいPTS市場について、PTSで成立した有価証券の売買に係る決済リスクの削減に貢献すべく、2009年10月にPTS取引を債務引受け対象とするための制度要綱を公表し、2010年7月から債務引受けを開始しております。現在(2010年8月現在)では、kabu.com PTS、ジャパンネクストPTS、Chi-X JAPAN PTSの3つのPTS市場に、清算機能の提供を行っております。

今後の展望と課題

2008年の世界的な金融危機に端を発してグローバルに行われている決済リスクの削減に向けた取組みにおいては、各種金融商品について清算機関を活用していく動きが拡がりを見せております。我が国においても、O T Cデリバティブ取引に係るカウンターパーティー・リスクの削減や市場の透明性の向上に向けて、我が国金融機関において広く取引が行われている金利スワップ取引及び市場規模の拡大が著しいC D S取引について清算機関の利用を義務付けるべく金融商品取引法等の一部を改正する法律が2010年5月12日に成立しております。

一方で、清算機関を積極的に利用することにより、同時にリスクの集中度合いも高まることを懸念する意見も出ており、CPSS/IOSCOでは、清算機関のリスク管理能力を更に厳格なものとするべく、「清算機関のための勧告(2004年)」の見直しを行う旨が公表されております。また、バーゼル委員会においては、勧告等を満たさない清算機関を利用した取引にキャピタルチャージを課す検討がなされています。

こうした状況を踏まえ、J S C Cは、以下のとおり経営方針を掲げ、具体的な事業計画に取り組んでまいります。

清算機能提供範囲の一層の拡大に向けて

J S C Cがこれまで現物から派生商品まで幅広く清算業務を行ってきたことによる経験・ノウハウを活用し、その清算機能をより多様な商品に提供することにより、取引の効率性・利便性及び安全性の向上、ひいては我が国金融・資本市場の健全な成長に資すると考え、「清算機能提供範囲の一層の拡大」を一つ目の経営方針といたします。

具体的には、O T Cデリバティブの清算の取扱いに関し、制度面、システム面の具体的な検討を進めます。更に、取引所における新商品の導入に伴う対応を実施するとともに、市場参加者の皆様からの清算・決済に関するニーズを捉えた対応を行います。また、機能面の一層の充実を目指し、次期システムの検討に着手します。

リスク管理機能の更なる強化に向けて

J S C Cは我が国の中核的な清算機関として、これまでもステークホルダーからの一層の信頼を得るべく、リスク管理制度の総合的な見直し、B C P体制の充実などの諸施策に取り組んでまいりましたが、より強固なリスク管理機能を提供することが何よりも重要であると考え、「リスク管理機能の更なる強化」を二つ目の経営方針といたします。

具体的には、担保の日中預託制度の導入に向けて、具体的な検討を進めてまいります。また、CPSS/IOSCOが行う勧告の見直しを踏まえつつ、リスク管理機能の一層の質の向上に努めてまいりたいと考えております。更に、事業基盤をより強化する観点から、情報セキュリティ基準の見直しや業務品質の更なる向上に向けた活動にも取り組んでまいりたいと考えています。

むすびのご挨拶

J S C Cは、我が国証券市場において現物取引から派生商品取引の清算まで幅広く取り扱う中核的な清算機関として、今後も市場関係者の皆様のご意見・ご要望を制度運営に反映しながら、証券取引における一層の効率性、利便性及び安全性の向上を図ることで、我が国金融・資本市場の更なる発展に貢献していく所存です。

今後とも関係者の皆様の更なるご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



2010年8月 代表取締役社長

飛山 康雄



更なるサービスの拡大に向けて

P T S取引の清算業務開始

J S C Cは、2010年7月より、我が国の清算機関として初めてP T Sにおいて成立する有価証券の売買の債務引受けを開始いたしました。2010年8月現在、3つのP T S（「kabu.com PTS」、「ジャパンネクストPTS」及び「Chi-X JAPAN PTS」）に対して清算機能を提供しています。

J S C CがP T S取引の清算を行うことにより、全ての取引の決済の相手方はJ S C Cとなり、J S C Cが決済の履行を保証します。具体的には、J S C CがP T S取引の清算業務を開始する前は、P T Sに参加する証券会社は、決済の相手方となる証券会社が決済を履行しないことにより損失を被るリスク（カウンターパーティ・リスク）に晒されていましたが、J S C Cの清算業務開始以降、カウンターパーティ・リスクに晒されることなく、安心してP T Sで取引が行えるようになりました（図1参照）。

また、証券取引所とP T Sを跨って売買のネットティングが行えるようになったため、証券決済がより効率的に行えるようになりました（図2参照）。

図1 A証券会社が取引を行う場合の決済の相手方とカウンターパーティ・リスクの有無

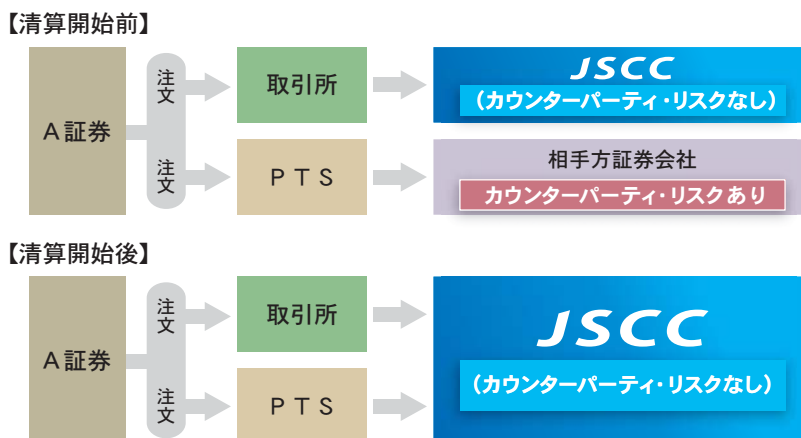


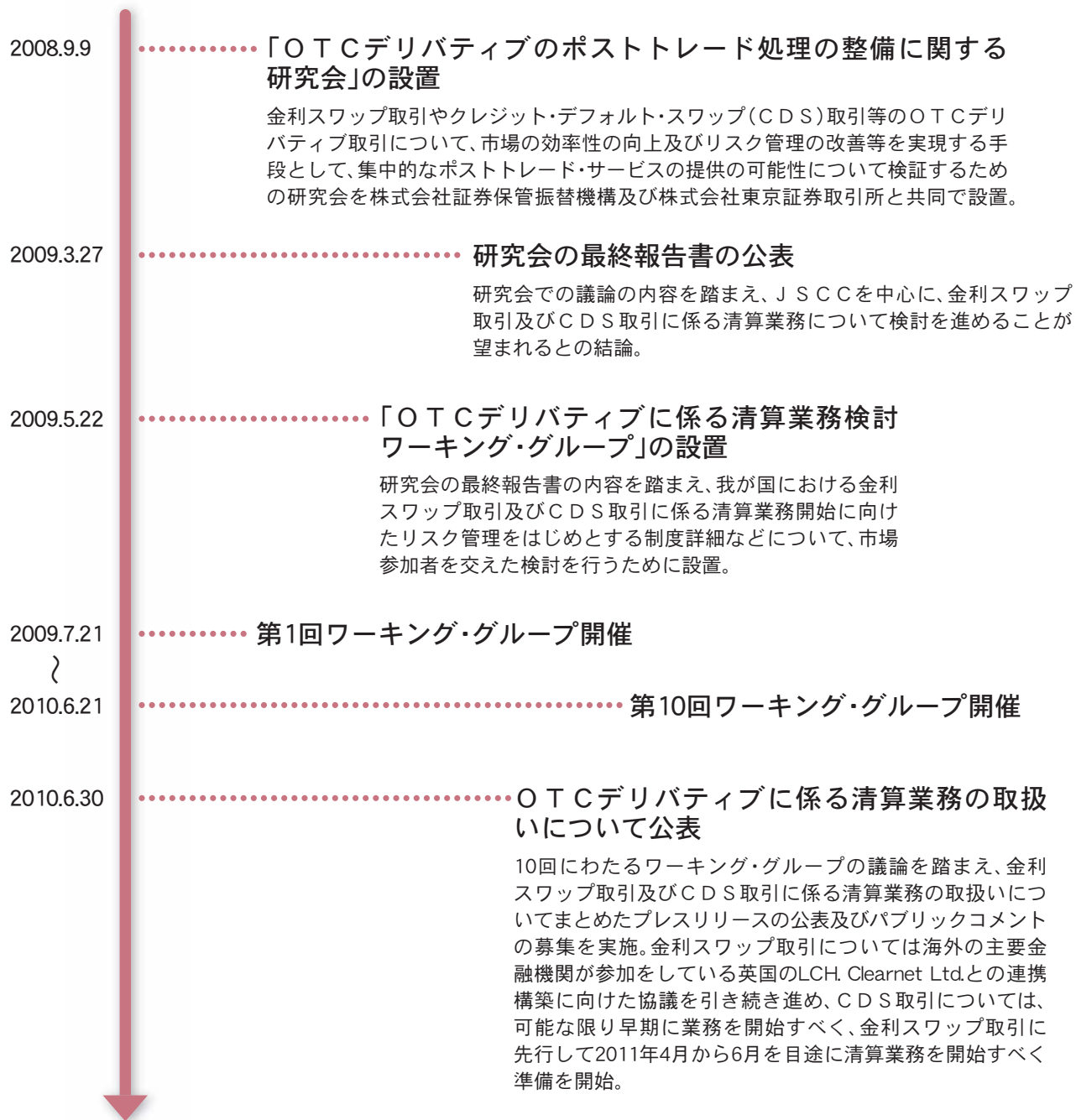
図2 A証券が、取引所に「買い注文(1株1,000円で200株(20万円))」、P T Sに「売り注文(1株1,000円で100株(10万円))」の発注をしたケース



更なるサービスの拡大に向けて

OTCデリバティブの取扱い検討

J S C Cは、OTCデリバティブにおける安全性・透明性の向上に向けて、我が国金融機関において広く取引が行われている金利スワップ取引及び市場規模の拡大が著しいC D S取引に対して、清算機能の提供を行うべく、以下のとおり検討を進めております。





決済の信頼性の確保に向けて

リスクマネジメントにおける基本方針

J S C Cは我が国の中核的な清算機関として、日本のすべての証券取引所及び3つのPTSにおいて成立した株券等の現物取引並びに株式会社東京証券取引所において成立した先物・オプション取引についての債務引受けを行っており、証券市場の安定性と信頼性を維持するために不可欠な清算・決済インフラとして、市場の品質確保の根幹をなしています。

J S C Cは、清算参加者の信用・決済リスクを集中的に引き受けることから、これらのリスクについて適切に把握・管理を行う必要があります。そのため、J S C Cでは、まず、清算参加者の信用リスク管理の観点から、清算参加者に対し一定の参加基準を設け、常にその健全性をチェックするとともに、清算参加者のポジションが適切なものであるか、管理を行っています。更に、決済方法としてDVP決済を採用し、決済不履行が生じた場合のいわゆる元本リスクを排除しております。

また、J S C Cは、清算参加者間の取引のうち、債務の引受けを行った取引については債権・債務の当事者となるため、清算参加者が決済不履行を生じさせた場合でも、他の清算参加者との決済は履行しなければなりません。このため、決済履行保証制度としては、破綻参加者の担保によりその損失を補填する自己責任原則を基本としつつ、証券取引所及びPTSによる損失補償や、他の清算参加者による拋出など、重層的な損失補償の枠組みを構築しています。

清算参加者制度

J S C Cは清算参加者となるための資格要件(取得基準・維持基準)を定めるとともに、清算参加者の経営体制、業務執行能力及び財務状況を定期的にモニタリングしています。問題があると認められた場合には、当該清算参加者の債務について引受けを停止することができるほか、清算資格の取消しを行うことが可能となっています。

J S C Cが定めている清算資格には、現物清算資格、国債先物等清算資格、指数先物等清算資格、有価証券オプション清算資格の4種類があり、それぞれに自社清算資格と他社清算資格の2区分があります。他社清算資格は自らの取引だけでなく、他の金融商品取引業者等が行った取引の清算を行える資格です。

清算資格の取得基準

金融商品取引業者	自社清算資格	他社清算資格
資本金の額	3億円以上	3億円以上
純財産額	20億円以上(注1)	200億円以上(注1)
自己資本規制比率	200%超	200%超
登録金融機関	自社清算資格	他社清算資格
資本金の額又は出資の総額	3億円以上	3億円以上
純資産額	20億円以上(注2)	200億円以上(注2)
自己資本比率(注3)		
国際統一基準	8%超	8%超
国内基準	4%超	4%超
ソルベンシー・マージン比率(注4)	400%超	400%超

清算資格の維持基準

金融商品取引業者	自社清算資格	他社清算資格
資本金の額	3億円以上	3億円以上
純財産額	3億円以上	200億円以上
自己資本規制比率	120%以上	200%以上
登録金融機関	自社清算資格	他社清算資格
資本金の額又は出資の総額	3億円以上	3億円以上
純資産額	3億円以上	200億円以上
自己資本比率(注3)		
国際統一基準	4%以上	8%以上
国内基準	2%以上	4%以上
ソルベンシー・マージン比率(注4)	100%以上	400%以上

注1:かつ、純財産額が資本金の額を上回っていること。注2:かつ、純資産額が資本金の額又は出資の総額を上回っていること。注3:保険会社以外の登録金融機関について、海外営業又は事業拠点を有する場合は国際統一基準に係る自己資本比率、海外営業又は事業拠点を有しない場合は国内基準に係る自己資本比率。注4:保険会社において適用。

ポジション管理制度

清算参加者がその財務基盤に比して過大なポジションを有する場合、当該ポジションに係るリスクが損失として実現すると、当該参加者の破綻可能性は非常に高くなり、その水準によっては清算参加者の相互保証が発動される可能性があります。そうした状況を未然に解消するため、J S C Cは、債務引受状況などについて日々モニタリングを行っており、過大なリスクを負った清算参加者がいる場合には、リスク管理の観点から次の措置をとることができるようになっています。

リスクに係る報告の徴求

清算参加者のポジションに係るリスク相当額が、当該清算参加者の自己資本と比較して一定割合を超過した場合には、当該リスクの要因等について報告を求めます。

増担保等措置

リスクの要因等の報告により清算参加者が過大なリスクを有すると認められる場合には、必要な限度において、担保の増額等の措置をとることができます。

ポジション保有状況の改善指示

担保の増額等の措置を行ったにもかかわらず、当該措置を行った事由が解消されない、又は、さらにポジションが積み増されることなどにより、当該清算参加者のJ S C Cに対する債務履行の確実性に係る懸念を速やかに解消する必要があると認められる場合には、必要な限度において、当該清算参加者に対してポジション保有状況の改善指示を行うことができます。

※この措置は、デリバティブ取引についてのみ適用されます。

決済不履行発生時に備えた取組み

決済不履行発生時の取扱い

清算参加者の決済不履行が発生した場合、まずその清算参加者に対する決済代金や証券の引渡しを停止します。その上で、その清算参加者の未決済の取引について反対売買を行うとともに、引渡しを停止した証券を売却し、決済不履行に伴う損失額を確定させます。

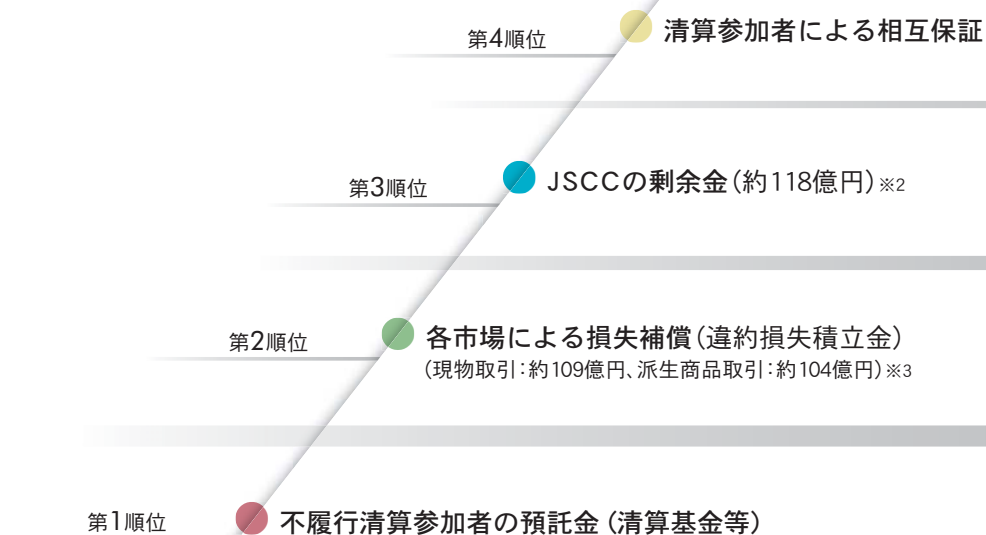
一方、他の清算参加者との決済については、J S C Cが債権・債務の当事者として決済を履行しますので、清算参加者は安心して取引を行うことができます。

J S C Cは、清算参加者の決済不履行に備え、資金決済銀行との間で、流動性供給に関する契約を締結※1しております。

※1 流動性供給の額は、決済額の大きい上位2社が決済不履行が発生した場合でもカバーできる水準を確保しております。

損失補償スキーム

清算参加者の決済不履行によりJ S C Cに損失が発生した場合には、以下の順位によって補填します。



※2 2010年3月31日現在

※3 2010年8月1日現在

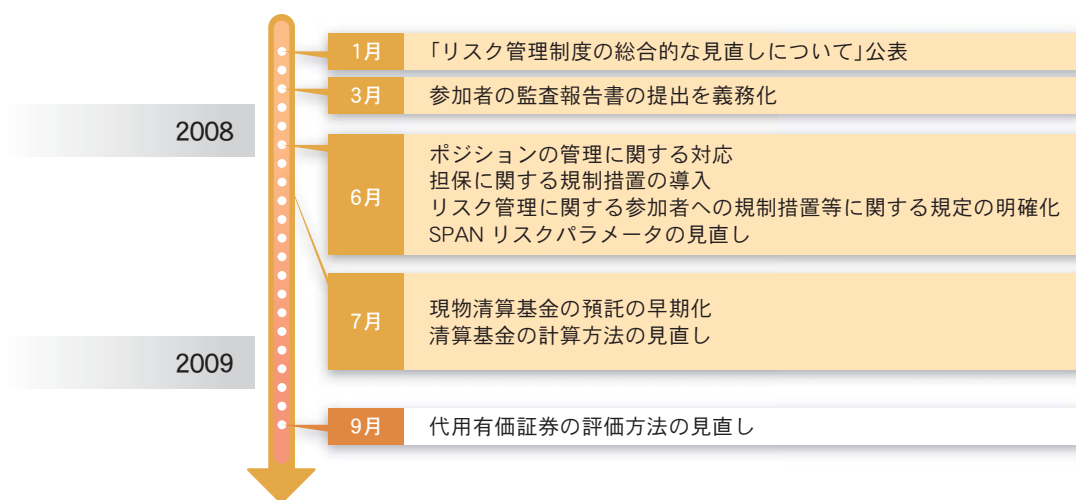


決済の安定強化に向けて

リスク管理制度の総合的な見直し

清算機関は、清算参加者の信用・決済リスクを集中的に引き受けることから、システムック・リスクを回避するためのリスク管理機能を充実させることが重要となります。

J S C Cでは2008年1月に公表しました「リスク管理制度の総合的な見直しについて」に基づき、国際的にもレベルの高いリスク管理体制の充実に向けて、各種の対応を実行してまいりました。



システム基盤の強化に向けた取組み

J S C Cでは、証券市場BCP協議会*における議論を踏まえ、2008年10月にバックアップセンターを稼働させ、システムの完全二重化を実現しております。また、2009年3月にはサードオフィスを構築し、緊急時における安定的な業務運営環境の確保をいたしました。

その他、常にシステム基盤の検証と適切な対策を実施することにより、一層の安全性・確実性の向上に努めております。

* 証券市場全体のBCP(Business Continuity Plan)について検討し、適宜必要な措置を講じるために設置された証券関係機関等で構成する証券市場全体のBCP検討フォーラムにおける上位機関。

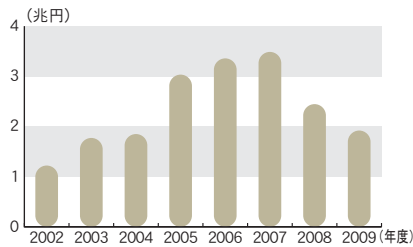


業務統計

債務引受額

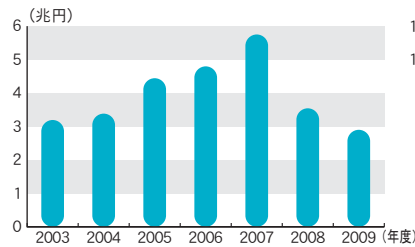
現物取引に係る1日平均債務引受額

1兆9,189億円



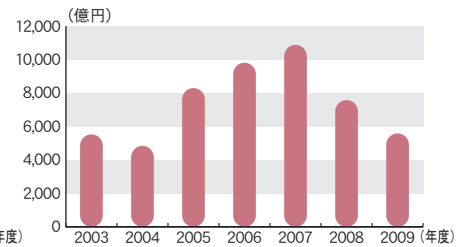
国債先物取引に係る1日平均債務引受額
(額面ベース)

2兆9,000億円



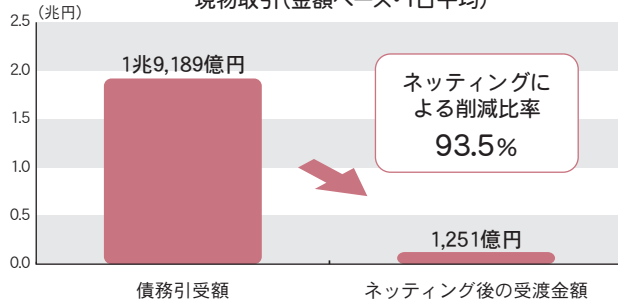
指数先物取引に係る1日平均債務引受額

5,583億円

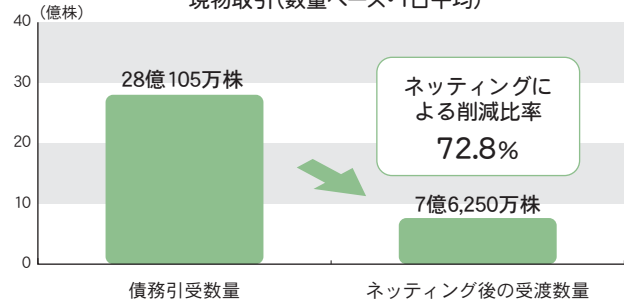


ネットティングの状況 ネットティングを行うことにより、決済効率が大幅に向上しています。

現物取引(金額ベース・1日平均)

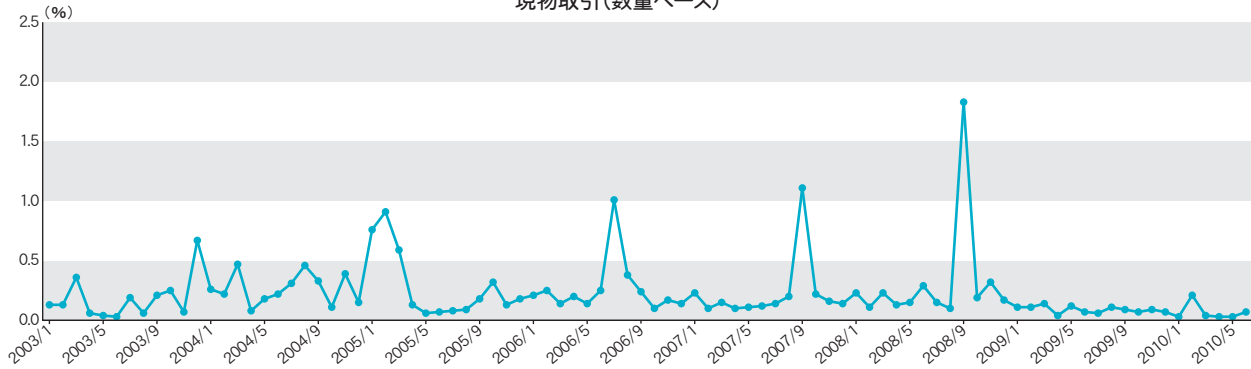


現物取引(数量ベース・1日平均)

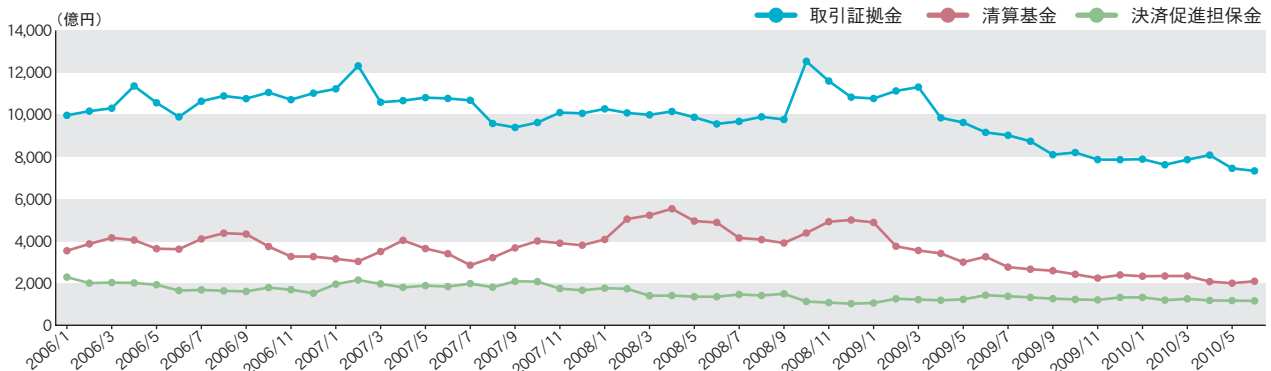


フェイル発生率

現物取引(数量ベース)



清算基金等の推移



財務諸表

貸借対照表

(単位:百万円)

資産の部	2010 2010.3.31現在	2009 2009.3.31現在	負債の部	2010 2010.3.31現在	2009 2009.3.31現在
流動資産	252,464	538,356	流動負債	237,795	524,855
現金及び預金	12,547	8,095	営業未払金	889	1,010
営業未収入金	1,006	1,087	預り取引証拠金	136,082	304,561
有価証券	1,999	5,198	預り清算基金	87,442	206,769
繰延税金資産	26	14	預り決済促進担保金	13,011	12,105
取引証拠金特定資産	136,082	304,561	預り売買証拠金	251	361
清算基金特定資産	87,442	206,769	未払法人税等	60	0
決済促進担保金特定資産	13,011	12,105	賞与引当金	37	28
売買証拠金特定資産	251	361	役員賞与引当金	6	7
未収消費税等	44	138	その他の流動負債	14	13
その他の流動資産	53	25	固定負債	17	12
固定資産	163	1,133	長期未払金	17	12
(有形固定資産)	38	49	負債合計	237,813	524,868
建物	30	37			
器具・備品	7	12	純資産の部		
(無形固定資産)	22	33	株主資本	14,814	14,621
ソフトウェア	22	33	資本金	1,700	1,700
(投資その他の資産)	102	1,049	資本剰余金	1,300	1,300
投資有価証券	-	996	資本準備金	1,300	1,300
長期前払費用	47	-	利益剰余金	11,814	11,621
繰延税金資産	7	5	その他利益剰余金	11,814	11,621
差入保証金	48	48	別途積立金	11,620	10,680
			繰越利益剰余金	194	941
資産合計	252,627	539,489	純資産合計	14,814	14,621
			負債及び純資産合計	252,627	539,489

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(単位:百万円)

	2010 2009.4.1~2010.3.31	2009 2008.4.1~2009.3.31
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益	7,734	9,092
清算手数料	6,737	8,145
固定手数料	138	119
銘柄管理手数料	440	447
その他の営業収益	417	380
営業費用	7,464	7,585
委託事務費	6,845	6,930
人件費	421	382
不動産賃借料	53	49
施設費	11	24
その他の営業費用	132	198
営業利益	269	1,507
営業外損益の部		
営業外収益	65	81
営業外費用	0	0
経常利益	334	1,588
税引前当期純利益	334	1,588
法人税、住民税及び事業税	155	571
法人税等調整額	△14	83
当期純利益	193	933

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

2009年4月1日から2010年3月31日まで

(単位:百万円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
前期末残高	1,700	1,300	1,300	10,680	941	11,621	14,621	14,621
当期変動額								
別途積立金の積立				940	△ 940	-	-	-
当期純利益					193	193	193	193
当期変動額合計	-	-	-	940	△ 746	193	193	193
当期末残高	1,700	1,300	1,300	11,620	194	11,814	14,814	14,814

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券……償却原価法によっております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産……定率法によっております。
無形固定資産……自社利用のソフトウェアは、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- (3) 引当金の計上基準
賞与引当金……従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。
役員賞与引当金……役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。
- (4) 債務引受に係る会計処理
当社が金融商品債務引受業及び金融商品取引法第156条の6第1項の業務により引き受ける債務及び取得する債権の会計処理は、当該債務及び債権の決済時に行う方法によっております。
- (5) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 関係会社に対する金銭債権・債務
短期金銭債権 0 百万円
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 82 百万円
- (3) 清算預託金等
当社は、金融商品取引清算機関として、市場で有価証券の売買等が成立すると同時に各清算参加者から取引成立により発生する債務の引受け及び債権の取得を行うことから、取引成立から決済完了までにおける清算参加者の債務不履行により被るリスクを担保するため、金融商品取引法等に基づき各清算参加者から清算預託金等(取引証拠金、清算基金、決済促進担保金、売買証拠金)の預託を受けております。預託される資産は金銭又は代用有価証券(当社規則で認められたものに限る。)で、当社資産とは別けて管理を行っており、このうち金銭については、それぞれの預託目的を示した科目で資産及び負債に区分掲記しております。また、代用有価証券の当事業年度末日現在の時価は次のとおりです。
- ①取引証拠金代用有価証券 791,409 百万円
②清算基金代用有価証券 169,002 百万円
③決済促進担保金代用有価証券 129,382 百万円
④売買証拠金代用有価証券 142 百万円

3. 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
関係会社からの仕入高(営業費用) 310 百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び株式数
普通株式 30,000 株

5. 税効果会計に関する注記

- 繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金に係るものであります。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用について内部管理規程を設け、安全性の高い金融商品に限定して運用をしております。清算預託金等については、決済性預金にて当社資産とは別けて管理を行っており、それぞれの預託目的を示した科目で資産及び負債に区分掲記しております。営業債権である営業未収入金に係る顧客の信用リスクについては、当社規則に基づき管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	12,547	12,547	-
(2) 営業未収入金	1,006	1,006	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券	1,999	2,006	6
(4) 取引証拠金特定資産	136,082	136,082	-
(5) 清算基金特定資産	87,442	87,442	-
(6) 決済促進担保金特定資産	13,011	13,011	-
(7) 売買証拠金特定資産	251	251	-
(8) 営業未払金	(889)	(889)	-
(9) 預り取引証拠金	(136,082)	(136,082)	-
(10) 預り清算基金	(87,442)	(87,442)	-
(11) 預り決済促進担保金	(13,011)	(13,011)	-
(12) 預り売買証拠金	(251)	(251)	-

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注)金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- (1)現金及び預金、(2)営業未収入金並びに(8)営業未払金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3)有価証券及び投資有価証券
これらはすべて債券であり、時価については日本証券業協会の売買参考統計値によっております。
- (4)~(7)及び(9)~(12)清算預託金等
これらは金銭で預託を受けており、短期で預入又は返戻されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(単位:百万円)

属性	親会社の子会社
会社等の名称	株式会社東京証券取引所
議決権等の所有(被所有)割合	-
関連当事者との関係	清算処理業務の委託
取引の内容	清算システム処理委託費の支払
取引金額	6,662
科目	営業未払金
期末残高	575

(注1)取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2)取引条件及び取引条件の決定方針等

清算システム処理委託費については、当初、コンペティションにおける提示額を基に決定し、その後の改定に関しては、株式会社東京証券取引所からの条件提示を基に交渉の上決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 493,822.38 円
(2) 1株当たり当期純利益 6,433.43 円



「金融・資本市場に係る制度整備について」と J S C C

先 般の世界的な金融危機を受け、国際的な重要課題として、また、我が国金融・資本市場においても早急に取り組むべき問題として認識された諸項目に対し、金融庁はその対応に向けた取り組みを整理し、「金融・資本市場に係る制度整備について」(以下「制度整備」)として公表(2010年1月21日)いたしました。

この制度整備においては、我が国における危機の伝播を抑止するための措置の実施や我が国金融システムの安定性・透明性の向上に向けた対応がまとめられておりますが、とりわけ J S C C に関連が深い項目としては、以下の2点が掲げられております。

J S C C では、O T C デリバティブ取引の清算に向けた取り組みを始めとして、これからも我が国金融・資本市場の一層の発展に寄与すべく、市場関係者の皆様との対話をを行いながら対応を進めてまいります。

【O T C デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上】

- 金利スワップについては、
 - ①「国内清算機関の利用」
 - ②「国内清算機関と海外清算機関の連携(リンク)」
 - ③「外国清算機関の利用」のいずれかを選択
- C D S 取引については、国内清算機関の利用を義務付け

【国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化】

清算参加者一覧(2010年8月1日現在)

清算資格の種類
 a…現物 b…国債先物等 c…指数先物等 d…有価証券オプション

清算参加者名	a	b	c	d
あ アーク証券株式会社	○	○	○	○
アール・ビー・エス証券会社	○	○	○	○
藍澤證券株式会社	○	○	○	○
株式会社愛知銀行	-	○	-	-
アイディーオー証券株式会社	○	○	○	○
株式会社あおぞら銀行	-	○	-	-
赤木屋証券株式会社	○	○	○	○
安藤証券株式会社	○	○	○	○
株式会社池田泉州銀行	-	○	-	-
いちよし証券株式会社	○	○	○	○
今村証券株式会社	○	○	○	○
岩井証券株式会社	○	○	○	○
インスティネット証券会社	○	○	○	○
ウソミ屋証券株式会社	○	○	○	○
エイチ・エス証券株式会社	○	○	○	○
HSBC証券会社	○	○	○	○
永和証券株式会社	○	○	○	○
エース証券株式会社	○	○	○	○
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	○	○	○	○
SMBCFレンド証券株式会社	○	○	○	○
株式会社SBI証券	○	○	○	○
株式会社大分銀行	-	○	-	-
株式会社大垣共立銀行	-	○	-	-
大阪証券金融株式会社	○	-	-	-
岡三証券株式会社	★	○	○	○
岡地証券株式会社	○	○	○	○
岡安証券株式会社	○	-	-	-
か かざか証券株式会社	○	○	○	○
金十証券株式会社	○	○	○	○
金山証券株式会社	○	○	○	○
カブドットコム証券株式会社	-	-	○	-
木村証券株式会社	○	○	○	○
株式会社紀陽銀行	-	○	-	-
株式会社京都銀行	-	○	-	-
共和証券株式会社	○	○	○	○
極東証券株式会社	○	○	○	○
クリック証券株式会社	○	-	-	-
クレディ・アグリコル証券会社	○	○	○	○
クレディ・スイス証券株式会社	○	○	○	○
黒川木徳証券株式会社	○	○	○	○

清算参加者名	a	b	c	d
株式会社群馬銀行	-	○	-	-
株式会社京葉銀行	-	○	-	-
光世証券株式会社	○	○	○	○
ゴールドマン・サックス証券株式会社	○	○	○	○
コスモ証券株式会社	★	○	○	○
さ 株式会社佐賀銀行	-	○	-	-
株式会社山陰合同銀行	-	○	-	-
三栄証券株式会社	○	○	○	○
三京証券株式会社	○	-	-	-
三晃証券株式会社	○	○	○	○
JPモルガン証券株式会社	○	○	○	○
ジェフリーズ証券会社	○	-	-	-
株式会社静岡銀行	-	○	-	-
株式会社七十七銀行	-	○	-	-
シティグループ証券株式会社	○	○	○	○
シティバンク銀行株式会社	★	★	★	★
十字屋証券株式会社	○	○	○	○
株式会社証券ジャパン	○	○	○	○
株式会社商工組合中央金庫	-	○	-	-
上光証券株式会社	○	-	-	-
城南信用金庫	-	○	-	-
株式会社常陽銀行	-	○	-	-
しんきん証券株式会社	-	○	-	-
信金中央金庫	-	○	-	-
株式会社新生銀行	-	○	-	-
住友信託銀行株式会社	-	○	-	-
スルガ銀行株式会社	-	○	-	-
ソシエテ ジェネラル証券会社	○	○	○	○
た 株式会社だいこう証券ビジネス	★	★	★	★
株式会社第四銀行	-	○	-	-
大成証券株式会社	○	○	○	○
大万証券株式会社	○	-	-	-
大和証券株式会社	○	○	○	○
大和証券キャピタル・マーケット株式会社	○	○	○	○
高木証券株式会社	○	○	○	○
立花証券株式会社	○	○	○	○
多摩信用金庫	-	○	-	-
株式会社千葉銀行	-	○	-	-
中央証券株式会社	○	○	○	○
中央三井信託銀行株式会社	-	○	-	-

自社清算参加者：○ 他社清算参加者：★

清算参加者名	a	b	c	d
株式会社中国銀行	—	○	—	—
中部証券金融株式会社	○	—	—	—
ドイツ証券株式会社	○	○	○	○
東海東京証券株式会社	○	○	○	○
東京東信用金庫	—	○	—	—
堂島関東証券株式会社	○	○	○	○
東洋証券株式会社	○	○	○	○
な 内藤証券株式会社	○	○	○	○
長野証券株式会社	○	○	○	○
中原証券株式会社	○	○	○	○
ナティクス証券会社	○	○	○	○
成瀬証券株式会社	○	○	○	○
新潟証券株式会社	○	○	○	○
株式会社西日本シティ銀行	—	○	—	—
西村証券株式会社	○	○	○	○
日興コーディアル証券株式会社	○	○	○	○
日産センチュリー証券株式会社	○	○	○	○
日本アジア証券株式会社	○	○	○	○
日本証券金融株式会社	○	—	—	—
ニューエッジ・ジャパン証券株式会社	○	○	○	○
ニュース証券株式会社	○	—	—	—
農林中央金庫	—	○	—	—
のぞみ証券株式会社	○	○	○	○
野村證券株式会社	○	○	○	○
は バークレイズ・キャピタル証券株式会社	○	○	○	○
株式会社八十二銀行	—	○	—	—
八十二証券株式会社	○	○	○	○
ビー・エヌ・ピー・パリバ証券会社	○	○	○	○
光証券株式会社	○	○	○	○
株式会社肥後銀行	—	○	—	—
日の出証券株式会社	○	○	○	○
ひびき証券株式会社	○	—	—	—
ひまわり証券株式会社	—	—	○	—
株式会社百十四銀行	—	○	—	—
広田証券株式会社	○	○	○	○
フェニックス証券株式会社	○	—	—	—
株式会社福岡銀行	—	○	—	—
株式会社北越銀行	—	○	—	—
株式会社北國銀行	—	○	—	—
ま 前田証券株式会社	○	○	○	○

清算参加者名	a	b	c	d
松井証券株式会社	○	○	○	○
マッコーリーキャピタル証券会社	○	—	—	—
マネックス証券株式会社	○	—	—	—
丸國証券株式会社	○	○	○	○
丸三証券株式会社	○	○	○	○
丸八証券株式会社	○	○	○	○
丸福証券株式会社	○	○	○	○
三木証券株式会社	○	○	○	○
みずほインバスターズ証券株式会社	○	○	○	○
株式会社みずほ銀行	—	○	—	—
株式会社みずほコーポレート銀行	—	○	—	—
みずほ証券株式会社	○	○	○	○
みずほ信託銀行株式会社	—	○	—	—
三田証券株式会社	○	—	—	—
株式会社三井住友銀行	—	○	—	—
株式会社三菱東京UFJ銀行	★	○	—	★
三菱UFJ信託銀行株式会社	—	○	—	—
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	○	○	○	○
水戸証券株式会社	○	○	○	○
むさし証券株式会社	○	○	○	○
室清証券株式会社	○	○	○	○
明和証券株式会社	○	○	○	○
メルリリンチ日本証券株式会社	★	○	○	○
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	○	○	○	○
や 八幡証券株式会社	○	○	○	○
株式会社山口銀行	—	○	—	—
ヤマゲン証券株式会社	○	○	○	○
山二証券株式会社	○	○	○	○
山和証券株式会社	○	○	○	○
UBS証券会社	○	○	○	○
豊証券株式会社	○	○	○	○
ユニマツ証券株式会社	○	○	○	○
株式会社横浜銀行	—	○	—	—
ら 楽天証券株式会社	○	○	○	○
リーディング証券株式会社	○	—	—	—
株式会社りそな銀行	—	○	—	—
リテラ・クリア証券株式会社	○	○	○	○
自社清算参加者	106社	137社	95社	93社
他社清算参加者	6社	2社	2社	3社

取締役・監査役



会社概要 (2010年8月1日現在)

■商号	株式会社 日本証券クリアリング機構
■英文商号	Japan Securities Clearing Corporation
■代表者	代表取締役社長 飛山 康雄
■所在地	〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 2 - 1
■電話番号	(03) 3665-1234(代)
■URL	http://www.jsccl.co.jp
■設立年月日	2002年7月1日(業務開始 2003年1月14日)
■資本金	17億円
■株主	株式会社東京証券取引所グループ 株式会社大阪証券取引所 株式会社名古屋証券取引所 証券会員制法人 福岡証券取引所 証券会員制法人 札幌証券取引所

組織図 (2010年8月1日現在)

